

275号 2023年

12月28日

発行所 岡山大学職員組合

〒700-8530 岡山市北区津島中 2-1-1 電 話 086-252-1111 (代)

7168 (内線)

直通 TEL&FAX 086-252-4148

ホームページ https://odunion.jp

メールアドレス info@odunion.jp

目次: 1~3:団体交渉報告 3:任期付き研究者の雇用問題についての学習会報告

3~5:国立大学法改正問題解説 6:新年懇親会のご案内

7:旅行記まとめ 8:サイクリングで里山探訪 8:連載終了と新連載に一言

11/30 賃金・労働環境改善に関する団体交渉報告

2023 年 11 月 30 日 (木) 10 時から 12 時まで、本部棟第二会議室に於いて、賃金・労働環境改善に関する団体交渉を行いました。大学側からは三村由香里企画・評価・総務担当理事、髙橋伸二総務・企画部長、髙杉規人事課長、組合からは高岡執行委員長、五十嵐副委員長、味野副委員長、上森副委員長、是近副委員長、岸田執行委員、大杉執行委員、藤原書記長が出席しました。今回は 5 項目の要求を提出し交渉しました。



1. 物価の上昇に見合った給与

組合では、最近の物価上昇に見合うよう人事院 勧告を上回る賃金の上昇を要求しましたが、大学 からの回答は、人事院勧告準拠の賃金上昇を実施 するというものでした。物価上昇により大学の高 熱水道代などかなりの額が予算を上回り、今年度 執行見込みは赤字とのことで、人事院勧告を上回 っての賃金上昇は現状では厳しいとのことでした。病院の運営費が赤字であることについて聞いたところ、基本的に国立大学法人の病院は半数以上が赤字で、医療水準を高めていくためには設備 投資が必要で赤字になっている、大学全体として 赤字になる可能性の高い状況のままでは経営を 続けられないので、経費節約と収入増加で財務改

善を図っているとのことでした。

月給制以外の給与上昇について、旧年 俸制は引き上げないのか聞いたところ、

旧年俸制はもともと人事院勧告に準拠しないた め今回は引き上げないが、適正な賃金の観点で今 後検討していきたいとのことでした。新年俸制は 令和6年度からの対応ですが、令和5年度から遡 及対応しないのか聞いたところ、年俸制は、その 年度の年俸額で契約して1年間支払うので、基本 的には契約終了後の4月から新たな年俸額でと考 えており、令和6年4月適用の俸給表に月給制と 同様の変更を加えるとのことでした。契約職員に ついては、俸給表を基にしている教職員は同様に 改正されるが個別に年俸額を決めて支払われて いる方は変わらないとのことでした。無期転換さ れた方については、有期のときの最後の待遇をそ のまま持ち越すことになっている。昇給制度を設 けるのであれば、また別の話として議論したいと のことでした。

今年の人事院勧告ではテレワークの在宅勤務 手当の新設が勧告されていましたが、これについ ては、コロナ以降もライフワークバランスなどを 考えて在宅勤務を継続することを決めているの で来年度に向けて検討する考えとのことでした。 組合からは、子育てや親の介護に時間をとられる 教職員のことも考えて制度設計してほしい旨を 伝えました。

2. 教育改革での現場への配慮

2025年度入学生を対象とした教育改革案が、大学執行部から示されました。この改革はかなり大きなものであるにも関わらず、長らく各部局にそ

の内容が示されてきませんでした。そのため、多 くの教員が、その対応に少なからず困惑していま す。今回の団交では、その中でも特に「知の探究」 を取り上げました。「知の探究」は、新しい学習 指導要領にもとづき高校で行われている「探求」 の大学版です。現在の大学で行われている科目と しては、ゼミに近いようですが、全ての学部の学 生を対象とし、一人の教員が最大 50 名を担当す るという点では、私たちがこれまで経験したこと が無い授業形態です。団交では、まず、この科目 の目的と意義を教員に丁寧に説明することを求 めました。これは、大学と教員が科目の目的と意 義を共有していないと、この科目を設けた趣旨を 反映した教育ができず、教員も高いモチベーショ ンをもって取り組めないと考えたからです。また、 教育の具体的なノウハウについて示すことも求 めました。これは教育の質を担保するとともに、 教員の負担を減らすためです。さらに、学部とし ても教養教育科目であった知的理解科目の専門 基礎全学交流科目への変更や英語で学ぶ専門科 目の設定など、新しい教育を提供する準備の目途 を立てるため、今後のスケジュールを示すことも 求めました。大学側からは要求内容について理解 ある姿勢が示され、今後、今回要求した事項につ いて、情報公開と意思疎通につとめるとの回答を 得ました。

3. 入試手当の支給

今年行ったアンケート結果に基づき多くの教職員が試験業務は特殊性のある業務であると考えていることを示し、入試手当を支給するよう訴えました。大学からの回答は、共通テストの試験監督が大変なのは理解できるが、大学の経営上の問題から現時点での入試手当の支給について引き続き関しており、現段階ではそれが精一杯です。趣旨は分かるので、引き続き継続して検討したいとのことでした。組合からは、この件について引き続き要求していくことを伝えました。

4. 非常勤講師の追試業務に対する賃金の支払

学生が公欠等で定期試験を欠席した場合は専任、非常勤を問わず追試を実施します。しかし、 非常勤講師が担当する授業だった場合、追試のための勤務には賃金も交通費も支払われず、出勤簿等の記録にも残されていないことが分かりました。教養科目ではこのような賃金未払いが10年以上も続いています。複数の非常勤講師の訴えを受け、組合は今後の追試業務に対する賃金の支払



いと、過去の未払い賃金の支払いを求めました。 これに対し大学は、今後は、学生に適切な手続き (公欠届・試験延期願)を取らせた上で、担当非 常勤講師に追試を実施してもらい、正当な賃金を 支払うと約束しました。また、専任教員に追試業 務を肩代わりさせるという話も出ていたため、そ れについて確認すると、教養科目(英語)の追試 業務を専任教員に肩代わりさせることはしない と明言しました。加えて、過去の未払い賃金に関 しては、労働債権の時効が3年であることから、 過去3年まで遡って支払うことを約束しました。 ただし、公欠による追試を実施したことを、非常 勤講師側が証拠を示して申し出る必要がありま す。記録を残していない場合もあると考えられる ため、その証拠は手帳の記録、追試問題や学生と のやり取りメールなどでも構わないかと問うた ところ、構わないとのことでした。

5. 学童保育中の教職員に対する車両通勤許可

医学部職員組合に寄せられた要望で、鹿田キャ ンパスで通勤距離制限の変更により学童保育中 でありながら車両入構許可の対象から外れた教 職員の事例があり、高額な学外の駐車場の利用を 余儀なくされていることから、通勤距離にかかわ らず入構を許可することと、駐車場のキャパシテ ィの問題でどうしても入構を許可できないので あれば学外駐車場の利用を補助することを訴え ました。大学からの回答は、学外利用の補助はあ りえない。通勤距離制限の線引きは、そのときの 駐車場の状況により決めている。必要な方に必要 な通勤方法ということは理解できるが、大学全体 で考えていくと線引きは難しくなる。まずはどの ような方が困られていて、どのような状況なのか 具体的な話を教えていただければ検討するし、鹿 田にも相談できるとのことでした。

組合から、子育て環境と通勤距離の問題が同列に扱われていることに疑問を示し、通勤のコントロールではなく子育て環境整備の問題として捉えてほしい旨を訴えました。証明書類を出し状況

を精査するなどして限定的に整備することはできないか、また、今回は駐車場の問題として訴えがあったのでこのような話になっているが、勤務時間の移動で対応するなど大学側の解決策として他の方法も考えられるのではないかと伝えたところ、大学からは、もちろん、そういう趣旨で答えており、そういう意味で、まずは具体的にどういう状況か聞きたいとのことでした。

予算の話として、津島地区で外部からの駐車場の利用でお金が入ってきているが、交通環境の整備で鹿田地区と合わせて使うことは行われていないのか聞いたところ、財源の一つとして考えているところはある。何に使うかは、組合からの意

見も参考にして全体的に考えていきたいと思うとのことでした。

どのくらいの方が困っているのか大学に調査してもらえないか聞いたころ、まずは個別の声に対してどうするかというところで検討を始め、これぐらいの数ならできそうだとか見当がつけば調査も考えたいとのことでした。

相談窓口ができないか聞いたところ、各部局の 総務人事担当に聞いてほしい。また、人事課のダ イバーシティー推進室のホームペー ジにいろいろな制度をまとめて掲 載しているので活用してほしいと のことでした。

任期付き研究者の雇用問題についての学習会報告

2023年11月20日 日本科学者会議岡山支部と共催で「任期付研究者の実態と状況改善に向けた提案」と題する学習会を行いました。講師の熊谷先生は男女共同参画学協会連絡会で行われた大規模アンケートの結果をもとに、任期付研究者を取り巻く環境をグラフなどで分かりやすく可視化してくれました。

まず、任期付研究者問題の背景として三つの点が指摘されました。一つ目は 1990 年代の大学院重点化とその学位取得者受け皿不足、次に国立大学法人化による運営費交付金減少、最後に戦略的重点化で一部の研究者の巨額研究費での研究員のプロジェクト雇用です。この話を聞いていて、これらは全て政府の政策によるもので、多くの任期付研究者が直面している苦境は官製なのだと分かりました。

データを基に、任期付研究者の状況として指摘されたのは以下のことです。①不安定な雇用(雇い止め)、②低収入とそれがもたらす保険・退職金・年金問題、③研究の傍ら常に求職活動を繰り返す(数年ごとの移住など)、④安定した研究費が

ない、⑤氷河期世代の苦境、⑥結婚・出産・子育 ての時期と雇用が不安定で多忙な時期が重なる (育児休業が取得しづらい)、そして最後に⑦弱 い立場ゆえにハラスメントの対象となりやすい。 これはかなり悲惨な状況です。これらの現状がど のような結果をもたらすのか。例えば、任期付研 究者は、結婚、出産、キャリアを諦めざるを得な いことがあるとか、そのような様子を見ると優秀 な人材が研究者を目指さなくなるとか、ネガティ ヴな影響は計り知れません。それが結局は大学教 育の質の低下、日本の研究力の低下につながると いう指摘もありました。

男女共同参画学協会連絡会では、任期なしポストの拡充や任期付・任期なしポスト間における不平等解消など上記7点の問題に対する改善策を具体的にまとめ、「要望」として政府に提出したそうです。要望書は「若手・氷河期世代研究者の待遇改善が研究力強化につながる」と題されていました。氷河期世代は高齢化しています。一刻も早い実現が必要だと思いました。(五十嵐)

国立大学法改正問題解説

国立大学法人法「改正」問題 ~ いったい何が問題なのか

2023 年 12 月 13 日、臨時国会で国立大学法人法改正案が可決されました。この改正案に対しては、 非常に重大な問題があるとして、大学関係者をはじめ、様々な人が声をあげており、また、全大教も声明を出しています。いったい何が問題なのかをまとめてみましょう。

改正案の内容

今回の改正案の内容は三つあります。一つ目は 「運営方針会議」に関すること、二つ目は財政的 な規制緩和に関すること、三つ目は東京工業大学 と東京医科歯科大学の統合に関することです。問 題となっているのは一つ目の「運営方針会議」に 関することです。

今回の法改正が「だましうち」と言われるわけ

「運営方針会議」は、これまで学長に権限があった中期目標・中期計画の決定を担うものとされています。加えて学長の選出および解任に関して意見を言うことができます。そもそもこの「運営方針会議」は国際卓越研究大学になるために必要な「合議体」に対応するものです1。国際卓越研究大学はいわゆる 10 兆円ファンドから支援を受ける大学ですが、その支援をうけるためには学長の上に「合議体」をおくこととなっています。この「合議体」は長期的な視点をもった意思決定機関と位置付けられています。

国際卓越研究大学において学長のさらに上に位置する「合議体」が必要なのかという根本的な問題はありますが、この点はすでに昨年決定されてしまったことなのでここでは議論しません。ただ、現在の国立大学法人にはこの「合議体」にあたるものはありません。国立大学にどのような合議体をおくかは、国立大学法人法に定められているため、国立大学が国際卓越研究大学に認定されるためには国立大学法人法の改正が必要であることは周知のことでした。そのため、2023年10月からの臨時国会において、国立大学法人法の改正案が提案されることは既定路線でした。ただし、そこでは、国立大学が国際卓越研究大学になれるための改正案がでるものと考えられていました。

ところが、10月31日に閣議決定された国立大学法人法案では、国際卓越研究大学になる大学だけでなく、ある一定以上の規模の国立大学には「運営方針会議」という名前のいわゆる合議体を必ず設置しなければならない、という内容になっていたのです。そもそも国際卓越研究大学になるためには、大学側が「なりたいです」と手をあげなければなりません。手をあげて国際卓越研究大学になる大学に「運営方針会議」を設置するのな

らまだしも、この法案は、手を挙げない大学にも「運営方針会議」の設置を義務付けることができる法案になっているのです。それが、この法案が「だましうち」(11 月 14 日の院内集会における船後議員の発言より)と言われる理由です。

しかも、これまでの議論の流れと異なるこの法 案が検討され始めたがいつなのか、いったい誰が 今の形の法案にすることを決めたのかが明確で はありません。この点について、衆議院の文部科 学委員会でなされた政府による説明と、参議院文 教科学委員会でなされた政府の説明は異なって います。参議院文教科学委員会での質疑で、「いつ」 「だれが」「なぜ」決めたのかについての公文書が 現時点では存在していないことが明らかになり ました(文科省および文部科学大臣は後日作成す ると答弁しました)。立法するときに、その成立過 程がわかる文書が残されていない、この点もこの 改正案について重大な問題とされていることで す

法案の「運営方針会議」に関する三つの問題点

さて、この法案の内容にも問題があります。運 営方針会議には大きく以下の三つの問題点があ ります(全大教の声明より)。

- 1. 国際卓越研究大学における合議体を位置づけるという本来の法改正の趣旨から逸脱し、それ以外の大学に運営方針会議設置を義務付けるなど国立大学の運営に政府が介入するものとなっている。
- 2. 運営方針会議の委員選任は大臣承認が必要で、 それによる政府の影響拡大が懸念される。
- 3. 屋上屋を架す運営方針会議の設置は国立大学 法人の円滑な運営にマイナスである。

問題点 1:国際卓越研究大学以外に運営方針会 議設置を義務付けようとしている点

国際卓越研究大学以外の大学に運営方針会議を設置しなければならない理由がまったく明確になっていません。現在は学長に権限を集中し過ぎであるという問題がありますが、その対策として学長選考会議を学長選考・監察会議と変えて監察機能を与えたのはわずか2年前の2021年です。

¹ 実は国際卓越研究大学で設置が義務付けられている「合議体」は、大学の方針とともに学長の選考権限も持つということになっていました。ところが、今回の「運営方針会議」は学長の選考権限は持っていません。国立大学の学長選考権限は従来通り学長選考・監察会議が持っており、運営方針会議は学長選考に関しては意見を述べるだけです。これでは国際卓越研究大学の「合議体」にならないのではないかと 12 月 12 日の参議院文教科学委員会において野党議員が質問したところ、文科省はその通りだと回答しました。そして、この運営方針会議を国際卓越研究大学の「合議体」とみなせるように、「合議体」の方の要件を今後変更すると回答しました。野党側議員は、「後からゴールポストを動かすようなやり方はおかしい」と反発しましたが、政府・与党側は取り合いませんでした。

その効果は2年では検証不可能でしょう。自ら行った対策の検証もせずにあらたに別の組織を作るのは、現場を混乱させるだけです。

問題点 2: 運営方針会議の委員の選任に大臣承認が必要な点

衆議院文部科学委員会の審議では特にこの点 が問題になりました。法案では、運営方針会議の 委員の選任については、学長選考・監察会議との 協議を経て、文部科学大臣が承認し、学長が任命 する、となっています。これは学術会議の会員任 命と似た構造です。学術会議会員は学術会議の推 薦に基づいて大臣が任命するはずだったのです が、任命拒否があり、その理由も説明されません でした。この事態が起こったのは 2020 年、つい 3年前です。大臣承認が必要な運営方針会議の委 員の選任に関して、同じように承認拒否があるの ではないかと思うのは、自然なことでしょう。そ して、実際に承認拒否が行われなくても、承認を 拒否されるかもしれないと「忖度」して、文部科 学大臣が承認しそうな人物を運営方針会議の委 員に選任するというのは、いかにもありそうなこ とです。それはつまり「大学の自治」を犯してい るということなのです。「学問の自由」のためには、 自らのことは自らで決めるという「大学の自治」 が不可欠です。運営方針会議の委員に「大臣によ る承認」が本当に必要なのか、「大学の自治」の侵 害ではないのかが問題となりましたが、議論が深 まることなく決定されてしまいました。

問題点 3:運営方針会議自体が、円滑な大学運営にマイナスである点

運営方針会議が新たに設置されても、これまでの役員が減るわけではありません。これまでの会議が減るわけでもありません。すべての会議体の上に運営方針会議が設置されるだけです。単純に大学の役員が増え、会議が増えます。つまり、単純に仕事量が増えます。役員が増えるだけで教職員が増えるわけではありません。単純に教職員一人当たりの仕事量が増えることになります。

仮に国際卓越研究大学であれば、新たに資金が くるのですから、新たに増える役員の給与もそこ から出し、運営方針会議のための職員を新たに雇 うこともできるでしょう。しかし、今、提案されている法案では国際卓越研究大学にならない(なれない)いくつかの大学にもこの運営方針会議を必ず設置することとなっています。それらの大学では、これにより単純に予算が圧迫されます。

そもそも組織の構造というのは単純であるに越したことはないのです。組織を複雑化してよいことは何一つとしてありません。政府は国会答弁で、さまざまなステークホルダーの意見を取り入れるために運営方針会議を設置すると言っていますが、意見を取り入れるだけならばこれまでの経営評議会を充実すれば十分でしょう。運営方針会議の必要性についての納得できるような説明はなされていません。

岡山大学も他人ごとではない

この法案で運営方針会議を 必ず置かなければならない大 学は、理事が7人以上で一定の



規模を持つ大学です。国会での答弁では、具体的には、東大、京大、阪大、東海国立大学機構(名古屋大・岐阜大)、東北大の5つとなっていますが、実は、「一定の規模を持つ大学」というのは政令での指定というのが法案の文面です。政令は、国会を通さずに変更できます。いつ、対象大学が拡大されるかわからないということです。岡山大学も理事は7人います。けして他人事ではないのです。

さらに政令の基準に達していなくても、大学の 運営の監督強化が必要な事情があるときは、文部 科学大臣の承認を受けて運営方針会議を置くこ とができるようになっています。つまり、どの国 立大学でも、自らが必要と言って承認を受ければ 運営方針会議を設置できます。岡山大学が運営方 針会議を設置するような事態にならないように 監視する必要があると考えます。

よりよい教育、よりよい研究を目指して、大学は常に自らを改革する必要があります。しかし、その改革というのは、組織を変更して書類仕事を増やすことを意味しているのではありません。岡山大学職員組合は、実質的な改革ができるように、岡山大学構成員、岡山大学執行部とともに努力していく所存です。

参考資料:

国立大学法人法改正案

https://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/mext_00052.html

全大教が出した声明

 $https://zendaikyo.or.jp/?action=mirrorcabi_action_main_download\&block_id=6240\&room_id=51\&mirrorcabi_id=\&file_id=10576\&upload_id=30623$



ローカル線で行く フーテン旅行記旅行記の連載を振り返って 大西 孝

前回の組合だより 274 号で、「ローカル線で行 く!フーテン旅行記」は第100回で連載を終了し ました。2012年10月4日発行の組合だより156 号に掲載を開始して以来、11年に渡り連載が続く とは、当初は思ってもいませんでしたが、連載が 始まってしばらくすると、身近なところからも反 響があり、連載を楽しみにして下さった方々のお かげで続けることができました。改めまして、ご 愛読いただいた皆様には、厚く御礼申し上げます。 100 号で終了したのは、ネタが尽きたと思われた かもしれませんが、まだまだ記事にしていない写 真や思い出はたくさんあり、ご紹介しきれなかっ た魅力ある鉄道も残っています。しかしながら、 私は 2023 年 8 月末に岡山大学を辞し、現在は滋 賀県の民間企業で働いており、組合員ではなくな ったため、キリの良い 100 回で連載を終えること にしました。最後の路線はどこにしようかと悩み ましたが、昔から思い入れのある、自身がよく乗 っていた山陽電鉄を取り上げました。フーテン旅 行記は、その名のごとく、寅さんのような飾らな い旅をモットーとしています。豪華で贅を尽くし た特別な列車の旅は魅力的かもしれませんが、自 分で時刻表をにらみ、様々な制約の中で行程を組 んで、地元のお国訛りを聞きながら普通列車のボ ックスシートで旅行をすることもまた楽しいの です。腹が減れば、乗継の時間に駅前に出てスー パーを覗いて、ご当地のグルメも安く楽しめます。 寅さんは特急列車が嫌いですが、その理由は「上 野の不忍池のボートは長く乗れば乗るほど料金 が高くなる、それなのに、あの新幹線ってのは何 だい、短い時間しか乗せてくれないのに、高い値 段を取りやがる」ということだそうです。確かに 仕事の時間はタイムイズマネーで能率よく業務 をこなさなければいけませんが、旅行に出るとき くらいは、少し逆の方向で行くのもいいのではな いか、いつもそんなことを考えて列車の旅を楽し



連載開始時には全国で見られた国鉄型の車両も引退が進みました。岡山地区でも、新型電車の導入が始まっています。



旅情あふれる夜行列車「ブルートレイン」も思い出の乗り物になりました。ホテル代わりに重宝した旅行好きの方もいらっしゃることでしょう。

み、2020年には、JR の営業路線は新幹線、在来線ともに全て乗ってしまいました。そんな旅の楽しさのほんの一部が、旅行記を通じて皆様に伝わり、色々と旅に出られない事情がある方にも、組合だよりの一服の清涼剤として楽しんでいただけたのであれば、これほど嬉しいことはありません。

連載のきっかけは、2012年当時の組合委員長の 住野好久先生(教育学部)から、輪転機の更新で 組合だよりをフルカラー印刷するので、写真を入 れた旅行記を書いてほしいと頼まれたことに始 まります。当時、私も助教になって間もなく、組 合に入った(前職のメーカーでは全員加入の労働 組合があったので、その流れで岡山大でも加入し た) 際の自己紹介で、鉄道旅行が趣味だと言った ことが印象に残っていたのかもしれません。組合 は大切なものであり、特に東日本大震災の後は、 特措法により、給与などの減額も行われましたが、 組合の交渉でかなり緩和された実績があり、組合 員でない方も恩恵を被っています。一方、どこと なく組合だよりは内容が難しく、手に取ってもら いにくい、それならば少し目を引く記事があって もいいのではと思い、下手ながらも11年間、連載 を続けてきました。連載を開始した頃と比べると、 鉄道も元気がなくなり、特にコロナ禍でそれに追 い打ちがかかりました。夜行列車や長距離の普通 列車は無くなり、新幹線ができると並行する在来 線は第三セクターになるなど、必ずしも鈍行列車 の旅行をしやすい時代ではなくなりつつありま す。それでもやはり、電車に乗ると、どこかホッ とするものです。皆さんも慌ただしい日々に追わ れているかもしれませんが、少し疲れたら、列車 に乗って旅に出てください。そんなきっかけに、 これまでの旅行記がお役に立てばと願っていま す。過去の掲載記事も職員組合のホームページか らご覧いただけます (https://odunion.jp/news/)。

なお、旅行記に限らず組合だよりの刊行には、 歴代の組合の書記(岡本氏、藤澤氏)の多大なご 尽力があることを申し添え、末筆ながら感謝申し 上げます。



ケーブルカーも立派 な鉄道です。こういった路線も紹介する ように心掛けてきま した。写真は香川県 の八栗山を登るケー ブルカーです。



古いディーゼルカーが菜の花畑を駆けたいきます。これがまでいきます。これがまたでは、忙しい日々を忘れてホッとします。 鉄道の魅力よ、永遠なれ!

サイクリングで里山探訪(岡山編) 第1回 古民家で楽しむ手打ち蕎麦 高橋裕一郎(理学部単組)

40年近く前に岡山大学に赴任したとき、自転車通学する学生であふれている大学キャンパスの光景を見てとても驚きました。それ以来、私も便利でエコな自転車を愛用するようになり、10年くらい前にスポーツ車を手に入れて遠出を始めて、里山の素晴らしさを楽しんでいます。そこで、私が岡山の里山で出会った「おいしい食べ物」、「美しい風景」、「感心した事柄」を皆さんと共有してみたいと思います。

本年も残り少なくなり蕎麦を食べる機会が多くなる季節になりました。里山にはそば処がよく似合うと思いませんか。ましてや、サイクリングで一汗かいたあと、つゆの塩っぱさは疲れを癒やしてくれます。岡山にもそば処がいろいろありますが、サイクリングで立ち寄るのにふさわしい岡山市北区と美咲町の里山のそば処を紹介します。

最初のおすすめは、建部 町の「でんしょう坊」です。 旭川の右岸の県道 27 号線 を広々とした風景の中を 走り、旧大原橋を渡り左岸 沿いの県道 81 号を進みま す。途中の牟佐大久保に は、牧山駅へ渡る潜水歩道 橋があり、夏にはひまわり が満開になります。さらに 進んで葛城橋の手前まで 来たら、県道 461 号へ右折 し、金川大橋の手前の県道 457号を曲がります。右手 に採石場を眺めながらし ばらく走ると、農家のたた ずまいを保存したそば処 の暖簾が見えてきます。こ こまで 30km ですが、まだ 岡山市北区なのです。私の お勧めは野草天せいろで す。お腹がいっぱいになっ たところで大学まで走っ て戻るとまた空腹になっ てしまうのが残念です。



牟佐大久保の潜水橋と ひまわり畑



建部町のでんしょう坊



野草天せいろ

一方、金川大徳 一方、金川大徳 一方、金川大徳 一方、た近くる、たったで はい 一次 で い の 通い か の 通い か の 通い り は り は り は り は い よ い ま で よ い ま で よ 。



御津紙工の河原邸

この山あいの道をしばらく進むと御津紙工(しとり)の集落に入り、その右手の斜面の石垣の高台に「そば処河原邸」があります。河原家は江戸時代の大庄屋で、その屋敷は岡山市指定文化財です。その母屋の座敷から庭と借景の山の美しい風景を眺めながら、おいしい手打ち蕎麦を楽しむことができます。

最後に紹介するのは、岡山市北区の北端から 1km ほどの美咲町境のそば処・紅(あか)そば亭です。岡山県には美咲町と隣接する久米南町の4 地区の棚田が



美咲町境の赤蕎麦の満開の花

「日本の棚田百選」に認定されています。紅そば亭はこれらの棚田に囲まれた場所にあります。この一帯は標高 300~500m の高原で、秋になると近くの畑では高嶺ルビーと呼ばれる赤蕎麦がきれいなピンク色の花を咲かせます。この色は紅葉や赤紫蘇などに含まれるアントシアンに由来し、この色素は pH (アルカリ性および酸性) によって色が紫になったり赤になったりする面白い性質をもちます。紅そば亭では赤蕎麦を使った蕎麦を楽しむことができます。ここはかなり遠いの方のたものの力尽きて帰って来ることができなくなる心配があります。そんなときは津山線を利用して最寄りの駅まで自転車を持参したり(輪行)、車で旭川湖岸の駐車場まで自転車を運んだりするとよいでしょう。

今回紹介した里山のそば処は、毎日営業しているとは限らないので、事前に営業日を確かめて下さい。また、どこも売り切れ御免なので、早めにお出かけ下さい。

平素より、大西孝先生の「旅行記」をお楽しみ頂きましてありがとうございます。「旅行記」は、国内のバラエティーに富んだ鉄道を中心に、それに携わる人々、物産そしてその地方の魅力をテンポの良い文章で、読者のみなさまに紹介してきた組合だよりの名物コーナーでした。この記事を読むことで、組合活動にご興味を持たれた方も少なくないのではないでしょうか?残念ながら、この度、大西先生のご退職に伴い「旅行記」の連載を終了させていただくこととなりました。

しかし、「旅行記」ロスの方々に朗報です。今月から高橋裕一郎先生の新連載「サイクリングで里山探訪」がスタートします。高橋先生がサイクリングを通じて得られた感動を読者のみなさまと一緒に味わうことができます。日々のストレスも忘れる程、漕ぎ出すと止まらない新連載。どうぞご期待ください!